

## 第2回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月8日(火) 午前10時～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 (2階大会議室)
3. 出席委員 19名  
欠席委員 0名
4. 議事日程  
報告 1号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び承認について
5. 事務局職員  
事務局長 江藤 誠喜  
係長 後藤 行志  
主査 長野 リエ

### 6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶
会長 議長	挨拶 只今から第2回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は4番 渡邊 優子委員、5番 笠野 美津代委員を指名します。 それでは報告第1号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上、3件ご報告申し上げます。
議長	報告が終わりましたので、報告第1号はこれで終わります。 続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 今回の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上4件、審議方宜しくをお願いします。
議長	事務局の朗読が終わりましたので、これより地元委員の説明をお願いします。

<p>17番</p> <p>9番</p> <p>4番</p> <p>12番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第1号1番について、17番が説明いたします。譲受人、譲渡人、ならびに申請地は議案書記載のとおりです。このほど、譲渡人と譲受人の間で所有権移転売買の話がまとまりまして所有権移転の申請となっております。所有権移転後は、牧草の作付予定となっておりますのでご審議方宜しくお願いいたします。</p> <p>2番につきまして、9番が説明いたします。譲渡人と譲受人は、記載のとおりでございます。ご兄弟であり、長年小作をされておりますけれども、今回正式に所有権移転贈与ということで話がまとまりまして、申請があがっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>3番につきまして4番が説明します。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。譲渡人は高齢で後継者も無く農地を耕作保有していくことが困難になったことから、隣接地に農地をもつ譲受人に相談されたところ話がまとまり契約の運びとなりました。所有権移転売買です。ご審議宜しくお願いいたします。</p> <p>4番の案件につきまして12番が説明いたします。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。関係は親子関係でございます。所有権移転贈与の申請が出されております。ご審議よろしくお願いいたします。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので採決に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第1号は、原案どおり可決いたします。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>13番</p>	<p>続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局より議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 今回案件の農地区分は、書類審査、並びに現地確認を行った結果、全て第二種農地で処理基準は第二の1の(1)の力の適用です。以上2件、ご審議方よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号1番について、13番が説明いたします。譲渡人、譲受人ならびに申請地は議案書記載のとおりであり、[ ]沿いの[ ]、[ ]の東側の位置になります。このたび譲渡人、譲受人との間で所有権移転の合意がなされ、[ ]ならびに[ ]を建設されることになりました。</p>

計画地においては給排水計画も調整され、また隣接する農地所有者の同意もとられており、問題は無いものと思われまますのでご審議宜しくお願いいたします。

9番 2番につきまして、9番が説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人と譲渡人の関係は親戚関係でございます、このたび譲受人の方が熊本地震によりまして被災され、家を建てたいということで、ご相談されたところ話が成立しまして、転用所有権移転有償ということで申請があがっております。場所は[ ]から[ ]に向かいます途中で[ ]に向かって行く道路があります。[ ]がでございます。その[ ]メートルほど先でございます。給排水ともなんら問題ございません。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。

(異議なし)

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成で議案第2号は原案どおり可決します。

議長 その他委員さんから何かありませんか。

協議内容 農業委員と農地利用最適化推進委員との業務内容、今後の活動について協議  
協議の概要は次のとおり  
農地利用等調査のために地区ごとに地図を配布することはできないか。  
それぞれの委員の担当地区の活動内容の区分についてどうするか。  
総会后、農業委員地区代表三名で協議し、その後推進委員との地区代表委員と協議して、9月の農業委員会総会后に全体での会議を開催する。そこで今後の活動等について意見交換し、活動方針等を策定していくこととする。

議長 他に何かありませんか。

8番 吉田地区の推進委員さんの[ ]さんが昨日亡くなられたそうで、後任はどうなりますか。

事務局 県の農業会議に聞きましたところ、すぐ段取りして公募というか、地区はもう決まっていますので、選んでいただくような形にはなると思いますが、事務局のほうでは前回と同じヶ月間の公募期間をもうけてしてくださいという話でしたので、そのような形で区長さんに調整をお願いしたいと考えております。後任の方が決まるまで、農業委員さんには負担があるかと思いますが宜しくお願いします。

議長 他に事務局からは何かありますか。

**事務局** 村長が農業委員さんに聞いてほしいということで開会前に電話連絡がありました。農業機械の補助を考えられているようで、どのような機械の補助が必要とされるか、知識のある農業委員さんに尋ねたいということでしたので、どのような機械が必要になってきているか意見をあげてもらえないかとのことです。

**1 1 番** それは村単独の補助ですか？

**事務局** そう考えられていると思います。

**委員** 何割補助ですか？団体への補助ですか？

**事務局** そこまでは決まっていないと思います。まずはどういった機械が今は必要とされているのかをお尋ねされているようです。

**1 2 番** 個人に対しての補助はこれまであまりなかった。営農組合などに対する補助がほとんどだったので、そのあたりはわかりませんか？

**事務局** そこもまだはっきりしていません。

**1 4 番** 対象はどこまでですか？農家全件になるのか、それとも認定農業者になるのか。

**1 2 番** 線引きが必要になるなら認定農業者だろう。

**事務局長** 詳細はまだ何も決まっていないところですが、今まで県補助などがあつた場合は3分の1補助や面積拡大用件などがありますので、その用件で補助を受けた人と、今回の村単独補助は誰でも補助を受けられるというのはバランスがとれないかと思っておりますので、それはあとは要望になってくるかと思っております。

**1 4 番** 県単に合わせて村単独補助の上乗せはできないか。

**事務局長** そのあたりもまだ何とも言えません。

**議長** 農業委員会にお尋ねということだったので、耕作放棄地解消のためのトラクター横付けの機械などの事かと思ったら勘違いだった。

**3 番** 耕作放棄地を調べるでしょう。調べてもまた同じ調べをする。だから調べたら何かの対策をして、農業委員会に予算があつて例えば機械をリースして、1年に一区画ずつ片付けていくなどはどうだろうか。自分の地区だが、地主がいてもよくわからない土地が国道沿いにある。毎年耕作放棄地としてあがる。なので土地改良区のように直営部隊がいてそういう風に予算が組まれれば、草きりなどの対策をしていくと、1年に一筆ずつ耕作放棄地が減っていく。何か対策をしないと毎年調べるばかりで何の変化もない。耕作放棄地を調べるのが無駄になるのではないか。農業機械に頼れない場所で、機械が入っていけないので道も無くなっていく場所もある。

- 委員 非農地化を進めていくしかないのではないか。  
非農地化も難しい問題が多い。
- 14番 現在の機械購入の村単独補助の金額に上乘せするような補助もお願いしたい。  
ハウス関係などの補助の上乗せもよいと思う。
- 事務局 漠然とした形での意見聴取なので、皆さんが感じられている事で、こういった機械が他のところにはあるが、このような機械があれば便利だなど思うものがあればご意見いただきたいと思います。
- 12番 南阿蘇村が合併する前に久木野村の時も農業機械の補助があったが、そのときも基本的にはコンバイン、田植え機、トラクターがだいたい主ではないか。コンバインなら年間の農地利用が何丁以上という要件があって、請け負っている場合はその証明を出すなどの手続きがあって、補助によって購入した機械がどれだけ利用されているか、稼働率を知るためのものでもあった。あのときが確か最高700万円の3割補助ぐらいで、面積拡大用件などもあったのではなかったか。
- 議長 長くなりましたので次の内容にいきましょう。
- 事務局 それでは、またお尋ねすることがあるかもしれませんが、今あった意見を取りまとめて報告したいと思います。
- 議長 次回の農業委員会は9月10日が日曜日ですので、11日に開催したいと思います。  
あと、農業委員と推進委員の名簿ができていますが、配布してよろしいですか。
- 全員承諾
- 議長 今日は長時間に渡りありがとうございました。それでは、以上をもって第2回農業委員会総会を閉会いたします。

議事録署名者

4番 渡邊優子

5番 笠野美津代